

大和市告示第77号

大和市保育所給食実施要綱を次のように定める。

令和元年9月18日

大和市長 大 木 哲

大和市保育所給食実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市立保育所における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条の規定による食事の提供（以下「給食」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施日及び実施場所)

第2条 給食をする日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号。以下「休日条例」という。）第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日を除く。

2 給食をする場所は、大和市保育所設置条例（昭和62年大和市条例第9号）第2条に規定する保育所とする。

(対象者)

第3条 給食の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号。以下「規則」という。）第14条第2項の規定により保育所における保育の利用の決定を受けた保護者に係る児童（以下「通常入所者」という。）
- (2) 大和市立保育所における一時預かり事業実施要綱（平成23年大和市告示第41号。以下「一時預かり要綱」という。）第2条第1号に規定する非定型的保育を利用する保護者に係る児童（以下「非定型的保育利用者」という。）及び同条第2号に規定する緊急的保育を利用する保護者に係る児童（以下「緊急的保育利用者」という。）
- (3) 別に定める保育所給食体験事業に参加する保護者に係る児童（以下「たべよう会参加者」という。）

(給食の内容)

第4条 市長は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める給食をするものとする。

- (1) 通常入所者及び非定型的保育利用者 主食及び副食
- (2) 緊急的保育利用者 主食及び副食又は副食（おやつに限る。）

(3) たべよう会参加者 主食及び副食（おやつを除く。）

（申請等）

第5条 第3条各号に規定する保護者は、当該対象者に対する給食を希望するときは、次に掲げる対象者の区分に応じて、当該各号に定める書類により市長に申請しなければならない。

(1) 通常入所者 給食実施申請書

(2) 非定型的保育利用者及び緊急的保育利用者 一時預かり要綱第9条の一時預かり事業非定型的保育利用申込書又は一時預かり事業緊急的保育利用申込書

(3) たべよう会参加者 市長が別に定める申込書

2 給食は、原則として当該対象者の保護者が前項の規定による申請において給食を希望した日に実施するものとする。ただし、通常入所者にあつては、当該申請の日が月の初日（初日が休日条例第1条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）以外の日であるときは、当該申請の日の属する月の翌月から給食を実施するものとする。

（給食に係る費用の納入）

第6条 給食を受けた対象者の保護者は、給食（ただし、大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第55号）第12条第4項第3号ア及びイに掲げるものを除く。）に係る費用（実費相当額）として、別表第1に掲げる対象者の区分に応じて、同表に掲げる納入額を市長が別に定める方法により納入しなければならない。

（督促）

第7条 給食に係る費用の督促は、規則第24条の督促状により行うものとする。

（主食費用の減免等）

第8条 市長は、通常入所者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に該当する児童（当該年度中に3歳に達する者を除く。）に限る。次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、主食に係る費用（以下「主食費用」という。）を減免することができる。

(1) 当該通常入所者の当該月の登園日数が零であった場合

(2) 当該通常入所者に係る保護者が大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）別表第1のA階層又はB階層に該当する世帯に属する場合

(3) 地震その他の自然災害により世帯の財産が著しく損なわれた世帯に属する場合

(4) 当該通常入所者の当該月の登園日数が1から9までであった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 通常入所者の保護者は、前項の規定により主食費用の減免を受けようとするときは、あらかじめ給食費用減免申請書により市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定による減免に係る減免率は、別表第2に掲げる減免事項の区分に応じて、同表に掲げる減免率とする。

(副食費用の減免等)

第9条 市長は、通常入所者が前条第1項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当すると認めるときは、副食に係る費用(以下「副食費用」という。)を減免することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、副食費用について準用する。この場合において、前条第2項中「主食費用」とあるのは「副食費用」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第3のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に行われている給食については、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

別表第 1（第 6 条関係）

対象者	月額又は 日額の別	納入額	
通常入所者	月額	主食費用	1,000円
		副食費用	4,500円
非定型的保育利用者		1食当たりの額（大和市保育所に勤務する職員等の給食費に関する規則（昭和53年大和市規則第39号）第2条の規定により市長が定める額をいう。以下同じ。）に当該対象者の保育所の利用機会日数（当該対象者に係る一時預かり要綱第10条の一時預かり事業非定型的保育利用決定通知書に記載されている保育所の利用機会日数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額	
緊急的保育利用者及び たべよう会参加者	日額	1食当たりの額	

## 備考

- 1 この表において、利用機会日数と当該対象者が実際に給食を受けた回数との間に差がある場合（次項の場合を除く。）においても、納入額の変更は行わない。
- 2 保育所の都合により給食をしなかった場合においては、当該未実施の給食に係る費用に相当する額を納入額から控除するものとする。

別表第2（第8条、第9条関係）

減免事項	減免率
第8条第1項第1号から第3号までに該当する場合	100パーセント
第8条第1項第4号に該当する場合	50パーセント
第8条第1項第5号に該当する場合	市長が別に定める率

別表第3（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	給食実施申請書	第5条
第2号様式	給食費用減免申請書	第8条及び第9条